|  |
| --- |
| 2018年度第2回京私教協教員免許事務勉強会新課程開始に向けた準備について②～経過措置、学力に関する証明書様式、「みなし」、そして編転入生の単位認定～【編転入生の単位認定編】（2018.12.1　同志社女子大学）龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

入学前の既修得単位の取扱いについて【平成28年改正法下での取り扱い】

|  |  |
| --- | --- |
| 免 許 状 の 種 類事例（取得希望教科に対し） | 平成29年改正免許法施行規則（平成31年4月1日以降） |
| 中学校教諭一種免許状 | 高等学校教諭一種免許状 |
| 旧教職に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 旧教職に関する科目 | 教科に関する専門的事項 |
| 大学 | 1 | 出身学科等が同一の学校種・教科の認定大学の場合 | ・出身大学の単位を使用し、不足分を転入先大学により補う 又は・免許法施行規則第10条の3適用により認定 |
| 2 | 出身学科等が同一の学校種・異なる教科の認定大学の場合 | ・出身学科等で修得した教職に関する科目（教科の指導法を除く）の単位を使用し、不足単位を転入先大学で修得。又は・免許法施行規則第10条の3適用により認定 |
| 3 | 出身学科等が異なる学校種・異なる教科の認定大学の場合 |
| 4 | 出身学科等が認定課程を有しない大学の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| 5 | 同一大学内で、認定課程を有しない学科等の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| ★「転入学」とは、学生が大学から他の大学へ異動すること全般を表し、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に入学するものも含む（法令上の規定はない）。★施行規則第10条の7（改正後は10条の3）の規定は、同一大学内での転学部・転学科の場合は適用できない（09/2/10，16/12/23文科省回答） |
| 短期大学 | 6 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、中学校ニ種免許状を有する場合 | ・免許法施行規則第10条の2適用 又は・免許法施行規則第10条の3適用中ニ種免の最低修得単位数（35単位）を上限として認定 | ・免許法施行規則第10条の3適用中ニ種免の最低修得単位数（35単位）を上限として認定 |
| 7 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、中学校ニ種免許状の所要資格を得ている場合 |
| 8 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、教職・教科の一部の単位を修得している場合 |
| 9 | 出身短大の学科等が異なる教科の認定短大で、中学校ニ種免許状あるいは同所要資格を得ている場合。または、教職・教科の一部を修得している場合 |  |
| 10 | 出身短大（学科）が認定課程を有しない短大の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
|  |
| その他 | 11 | ①高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）②短大専攻科③高等専門学校（第4学年及び第5学年に係る課程に限る。）④高等専門学校専攻科⑤専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。）の場合 | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 |

★「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第108条第7項、第122条、第132条）。

１．既修得単位の認定に関する大学設置基準の関連条文

|  |
| --- |
| （他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）第28条　大学は、教育上有益と認めるときは、**学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位**を、**60単位を超えない範囲**で**当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる**。2　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について**準用する**。（大学以外の教育施設等における学修）第29条　大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。2　前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。（入学前の既修得単位等の認定）第30条　大学は、教育上有益と認めるときは、**学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位**（第31条第1項の規定により修得した単位を含む。）を、**当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる**。2　大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。3　前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、**編入学、転学等の場合を除き**、当該大学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて**60単位を超えないものとする**。（科目等履修生等）第31条　大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。 |

〈大学教務実践研究会主催教務系事務部門リーダー講習会（2018/10/20開催）資料より〉

第28条　他大学の授業科目

　　　　 短大の授業科目　　　自大学の授業科目を履修し修得したと

　　　　 留学先の授業科目　　みなせる

第29条　短大での学修　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　在学中に　　60単位を

　　　　 高専専攻科での学修　大学以外の場所での学修にも単位を与　　　　　　　　超えない範

　　　　 その他の学修　　　　えてよい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　囲で

第30条　入学前に　修得した単位＆29条の大学以外の場所での学修

　＊編入・転学は「修業年限を通算するから」60単位を超えてもいい

２．既修得単位の認定等に関する免許法及び免許法施行規則の条文（改正通知文添付の新旧対照表から抜粋）

（1）免許法施行規則

①第10条の2（新規則は平成31年4月1日施行。ただし、10条の2第1項及び第3項は平成29年11月17日施行。）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則 | 旧規則 |
| 第10条の2　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 | 第10条の6　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 |
| 2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第3項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。 | 2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則 | 旧規則 |
| 3　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。〈第4項・第5項　略〉 | 3　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。〈第4項・第5項　略〉 |
|  |  |

▼10条の2の条文番号の変遷

①10条の3：平成元年3月文部省令第3号

②10条の6：平成16年6月文部科学省令第36号

③10条の2：平成29年11月文部科学省令第41号

②第10条の3（条文番号の変遷：10条の4・平成10年6月文部省令第28号、10条の7：平成16年6月文部科学省令第36号、10条の3：平成29年11月文部科学省令第41号）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則（平成31年4月1日施行） | 旧規則（現行） |
| 第10条の3　認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 | 第10条の7　認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第16条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 |
| 2　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条第1項、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条第1項又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。 | 2　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第14条又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。 |

③第66条の7

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則（平成31年4月1日施行） | 旧規則（現行） |
| 第66条の7　免許法別表第1備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。 | 第66条の7　免許法別表第1備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。 |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
| 課程 | 免許状の種類 | 単位数 |
| 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
| 短期大学の専攻科 | 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状 | 2 |
| 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 5 |
| 高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
| 高等専門学校の専攻科 | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 5 |
| 専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
|  |

▼66条の7の条文番号の変遷

①66条の5：平成3年6月文部省令第30号

②66条の6：平成10年6月文部省令第28号

③66条の7：平成14年6月文部科学省令第31号

（2）免許法（別表第1備考第5号ロ）

|  |  |
| --- | --- |
| 新法（平成31年4月1日施行） | 旧法（現行） |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの | 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの |

３．出身学科等に課程認定があったかどうかの確認

★学科等：大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（教職課程認定基準2（1））。課程認定を受けることができる定員が付されている最小単位の組織のことをいう。

　編入学生等の入学前既修得単位の単位認定は、出身が大学なのか短大なのか、出身学科等の課程認定の有無によって認定方法が異なります。まず最初にその確認をする必要があります。

具体的ケースごとにまとめた対応一覧表（以下「一覧表」という。）を1頁に掲載しています。

（1）有り　→　出身が大学か短大によって対応は異なる

【大学→一覧表　事例1～3】【短大→一覧表　事例6～9】

（2）無し　→　教科・養護・栄養に係る教育に関する科目のみ認定可

（免許法第5条別表第1備考第5号ロにより認定）【一覧表　事例4・5・10】

（3）高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）・短期大学の専攻科・高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）・高等専門学校の専攻科・専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。）の場合

→教科に関する専門的事項に関する科目のみ認定可（免許法施行規則第66条の7）【一覧表　事例11】

４．出身学科等が課程認定有りの場合

《1》短大からの編入の場合

（1）考えられるケース

①「同一学校種」または「同一学校種かつ同一教科」の認定短大からの編入で、

○ニ種免許状を有する場合

○ニ種免許状の所要資格[[1]](#footnote-1) を得ている場合

○教職・教科（特別支援教育・養護・栄養に係る教育）に関する科目の一部の単位を修得している場合

※「同一学校種」とは

例）幼二種　→　幼一種

小二種　→　小一種

養護教諭二種　→　養護教諭一種

栄養教諭二種　→　栄養教諭一種

特別支援学校教諭二種　→　特別支援学校教諭一種

※「同一学校種かつ同一教科」とは　　例）中二種（国語）→　中一種（国語）

②「異なる学校種」、または「異なる学校種かつ同一教科」、あるいは「異なる学校種かつ異なる教科」の認定短大からの編入で、

○ニ種免許状を有する場合

○ニ種免許状の所要資格を得ている場合

○教職・教科（特別支援教育・養護・栄養に係る教育）に関する科目の一部の単位を修得している場合

※「異なる学校種」とは

例）小二種　→　幼一種

※「異なる学校種かつ同一教科」とは

例）中二種（国語）　→　高一種（国語）

※「異なる学校種かつ異なる教科」とは

例）小二種　→　中一種（国語）

③中学校二種の認定短大からの編入で、出身短大とは異なる教科の中一種免を取得する場合で、

○ニ種免許状を有する場合

○ニ種免許状の所要資格を得ている場合

○教職・教科に関する科目の一部の単位を修得している場合

（2）対応

①「同一学校種」または「同一学校種かつ同一教科」の一種免許状を取得する場合

→　免許法施行規則第10条の2により出身学科等での修得単位を使用し、不足単位を編入先大学で修得。

または、10条の3により出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を編入先大学で修得。

どちらを適用するかは大学の判断

※ 単位の「使用」と「認定」とは全く異なる。使用とは認定行為を一切行わず（編入先・転入先大学が手を加えることなく）、出身学科等の単位をそのまま免許状取得に使用することをいう。「使用」の場合は、免許申請時に出身学科等の学力に関する証明書と編入先大学の学力に関する証明書を合わせて申請することになる。

【一覧表　事例6～8】

→　事例6～8は「同一学校種かつ同一教科」の例であるが、「同一学校種」（例：小二種　→　小一種）の場合は、表の「免許状の種類」の「中学校教諭一種免許状」の部分を「小学校教諭一種免許状」に置き換え、「事例（取得希望教科に対し）」に続く事例を「出身学科等が小二種の免許状を有する場合（所要資格を得ている場合、教職・教科の一部の単位を修得している場合）」と置き換え、適用法令は変わらず、最低修得単位の部分を（37）に置き換える。

　その他の「同一学校種」の場合も上記同様にそれぞれ置き換えて考える。

②「異なる学校種」、または「異なる学校種かつ同一教科」、あるいは「異なる学校種かつ異なる教科」の一種免許状を取得する場合

→　免許法施行規則第10条の3により出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を編入先大学で修得。

③中学校一種を取得する場合で異なる教科の場合

→　免許法施行規則第10条の2により、教科の指導法以外の教職に関する科目を使用し、教科に関する科目・又は科目は10条の3で認定し、不足単位を編入先大学で修得。

または、免許法施行規則第10条の3により、出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を編入先大学で修得。【一覧表　事例9】

★教職に関する科目は、教科教育法に関する科目を除き、免許教科の違いにより各科目の内容に差異が生じるものではないことから、同校種他教科の免許状取得のために必要な科目の単位として取り扱うことができる（ハンドブック解釈事例[[2]](#footnote-2)）。

☆教職に関する科目の取扱い（ハンドブック解釈事例269頁）

|  |
| --- |
| Q　別表第1の規定により、高一種免（英語）の授与を受けようとする場合、高一種免（国語）について教職課程の認定を受けている大学において修得した教職に関する科目の単位を使用することができるか。A　別表第1及び施行規則第6条に基づき修得しなければならない教職に関する科目は、各教科の指導法に関する科目を除き、免許教科の違いにより各科目の内容に差異が生じるものではないことから、高一種免（国語）について教職課程の認定のある大学で修得した教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目を除く。）の単位を、高一種免（英語）の取得のために必要な科目の単位として取扱うことができる。 |

《2》大学からの転入の場合

（1）考えられるケース

①出身大学（学部・学科等）が同一の学校種・教科の認定大学の場合

②出身大学（学部・学科等）が同一の学校種・異なる教科の認定大学の場合

③出身大学（学部・学科等）が異なる学校種・異なる教科の認定大学の場合

（2）対応

①出身大学（学部・学科）が同一の学校種・教科の認定大学の場合

○出身大学（学部・学科）の単位を使用し、不足単位を編転入先大学で修得。

☆ハンドブック解釈事例（580頁）

◎編入学

|  |
| --- |
| Q　法別表第1の規定により普通免許状の授与を受けようとする者が、A大学に入学する前の認定課程を有するB大学において修得した科目の単位のうち、A大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることをA大学が認めなかった単位（A大学の科目内容とB大学の科目内容が異なることを理由として、A大学は免許状を受けるための科目の単位として認定をしない）を含めて、当該者が免許状の授与を申請してきた場合、授与権者はA大学で修得した単位とB大学で修得した単位（A大学が免許状の授与を受けるための科目の単位として認定をしない単位を含む。）の合算により免許状を授与することができるか。A　B大学で修得した単位が、申請してきた免許状の種類と同一の認定課程における科目であれば、A大学で修得した単位と合算して授与することができる。 |

○免許法施行規則第10条の3により、出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を修得。【一覧表　事例1】

②出身大学科等が同一の学校種・異なる教科の認定大学の場合

○出身学科等で修得した教職に関する科目（教科の指導法を除く）の単位を使用し、不足単位を転入先大学で修得。【一覧表　事例2】

→10頁掲載のハンドブック解釈事例269頁の解釈事例を参照。

○免許法施行規則第10条の3により、出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を修得。【一覧表　事例2】

③出身学科等が異なる学校種・異なる教科の認定大学の場合

○免許法施行規則第10条の3により、出身学科等での修得単位を編入先大学の単位として認定し、不足単位を修得。【一覧表　事例3】

５．１０条の２（新法での受け入れにあたって）

（1）すでに旧法での二種免許状を所持又は二種免許状の所要資格を得ている場合

新法で所要資格を得たことになるため、新法での一種免と二種免の差分の単位を修得

■中学校教諭の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 28 | 12 |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 6 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 6 |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 5 |
| 教職実践演習 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 4 | 4 |
|  |  |  | 合計単位数 | 59 | 35 |

☆平成22年度改訂版手引き（241頁）

|  |
| --- |
| Q　一種免許状に係る第3欄に定める単位数と二種免許状に係る第3欄に定める単位数の差の単位数を修得する場合、各科目に含めることが必要な事項をすべて含むように修得しなければならないのか。（二種免許状取得時に、各科目に含めることが必要な事項のすべての事項を含んで修得している場合、本規定を適用する場合の修得単位の内容については問われないという理解でよいか。）A　貴見のとおり。 |

☆ハンドブック[[3]](#footnote-3) 解釈事例（573頁）

|  |
| --- |
| Q　施行規則第10条の6の適用を受ける場合、有する二種免取得の根拠を問うことなく、教職に関する科目の単位は、単に一種免の取得に不足する単位を修得すればよいか。A　事例の場合、施行規則第6条の表の各欄に掲げる一種免の単位数から二種免の単位数を差し引いた単位数を修得すればよい。なお、その場合は、各欄の全ての事項にわたって修得しなければならないわけではない。 |

※第10条の6は改正後は第10条の2。

■小学校教諭の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 30 | 16 |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 6 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 6 |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 5 |
| 教職実践演習 | 2 | 2 |
| 第六欄 | 大学が独自に設定する科目 |  | 2 | 2 |
|  |  |  | 合計単位数 | 59 | 37 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.38）

|  |
| --- |
| Q　小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することでよろしいか。 A　小二種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。 |

（2）旧法で一部の単位のみ修得している場合

新法で読み替えて不足分を修得

６．１０条の３（新法での受け入れにあたって）

（1）新法で読み替えた学力に関する証明書をもとに単位認定を行う。

10条の3は新旧またがる単位認定を想定している規定ではないため。

☆平成11年10月5日付事務連絡　問1回答部分抜粋

|  |
| --- |
| 規則第10条の4第1項は新課程間又は旧課程間の編入学を想定しており、本規定により、旧課程から新課程又は新課程から旧課程の科目の単位への読み替えはできないものと解する。） |

※第10条の4は現在の第10条の7。改正後は第10条の3。

（2）同一大学内の単位認定はできない

☆2009/2/10全私教協教員免許事務勉強会質問表

|  |
| --- |
| Q　免許法施行規則第10条の7の適用できる場合として、同一大学内での転学部・転学科の場合も適用が可能でしょうか？A　施行規則第10条の7の規定を同一大学内で適用することはできません。 |

※第10条の7は改正後は第10条の3。

☆2016/12/23文科省回答

|  |
| --- |
| Q　（10条の7第1項による認定について）「当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位」について、同一大学内で転学部・転学科を行い、転入学した場合、転学部・転学科前に所属していた学部・学科で修得した単位の場合にも適用可能か。A　第10条の7は大学間での編入を想定したもの。学内の転学部・転学科の場合、免許法別表１備考5号ロを適用するべき。（課程認定を受けていない学科から課程認定を受けている学科への転学科） |
| Q　大学内での異動について、課程認定を受けていない学科等からの異動については回答のとおり備5ロを適用するのは妥当である。追加質問として、課程認定を受けている学科等からの異動の場合は10条の7が適用されるのかお聞きしたい。A　適用できない。事例の場合、在籍していたそれぞれの学科等から学力に関する証明書を発行することで対応すべき。 |
| Q　再回答案だと短大からの編入生との均衡を欠くことになる。同一大学内での異動については、転入前後で校種・教科が異なる場合にのみ適用を認めるということでよいのではないか。A　短大からの編入生については、均衡を欠くというより、対応方法が異なるのみではないか考える。前回の回答の内容で対応した場合、現実的に何か具体的な問題が生じるのであれば教えていただければと思います。 |
| Q【事例】①と②の差異をどう扱うのか。①A大学イ学部（小一のみ課認有）→転部→A大学ロ学部（中高一のみ課認有）⇒10条の7による認定不可②B短期大学（中二のみ課認有）→3年次編入→C大学（高一のみ課認有）⇒10条の7による認定可A①について　　教科に関する科目は教育職員免許法第5条別表第1備考第五号ロにおいて、大学において適当と認めるものについて使用することとなります。　　教職に関する科目は、課程認定基準に則り共通開設している場合については読み替えを行わず使用することができます。　　また、今回の事例のように、小一及び中高一については課程認定基準上共通開設することができないため、使用することはできません。　　課程認定は大学の学科毎に認定しており、同一大学内での読み替えを安易に認めると、課程認定制度の形骸化につながること、また、教職に関する科目は各学校種や年齢期に応じた内容を学ぶことが求められることから、同一大学内での施行規則10条の7第1項の適用はできないと考えております。　　なお、教職に関する科目は、施行規則第6条備考第12号等でもってあてることができるものもあります。 |

（3）編転入前後で免許課程が異なる場合の単位認定

☆主要事項についての考え方（平成11年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議配付資料）

|  |
| --- |
| ○規則第10条の4（現在は10条の7）第1項の適用範囲について　規則第10条の4（現在は10条の7）第1項に基づく単位修得については、実態としては、編入学等の前後において同一免許状に係る単位修得に係る単位修得をする場合が多数になると見込まれるが、制度上は、今回の改正により、編入学者等を受け入れる大学の判断により、編入学等前に在籍した認定課程の種類のいかんにかかわらず、編入学等後に在籍する認定課程における修得単位とみなし得ることとしたものである。これは単位の認定について大学の裁量が広く認められている現状にかんがみ、教員免許状の授与に係る単位についても大学の裁量を認めることとしたものであるが、編入学等前に修得したいかなる科目の単位について編入学等後の認定課程における修得単位と認め得るかについては、編入学等前後の認定課程の種類により当然に一定の制約があるものと解する（注）。《中略》（注）編入学等前後において認定課程の種類が異なる場合に関し本項に規定された中二種免の認定課程における修得単位を編入学等後に高一種免の認定課程における修得単位と「みなす」ようなケースにあっても、例えば、編入学等前後における免許教科に相当性がない場合は「教科の指導法」に該当する修得単位とはみなし得ない等の制約は当然にあり得るものである。 |

☆平成22年度改訂版手引き（241頁）

|  |
| --- |
| Q　免許状の種類が異なる教職課程で修得した科目の単位も、大学が認めることができるか。　例えば、高等学校と小学校、保健と養護教諭、特別支援学校と高校（公民）、家庭と栄養教諭など。A　本規定は、免許状の種類を定めていないため、免許状の種類が異なるだけでなく、免許状の種類が同一で二種免許状と一種免許状のような場合においても、当該大学が認めることができる。　なお、当該大学が認めるにあたっては、他大学の科目内容と、当該大学の科目内容との間に相当性があるかどうかという観点から適切に判断すること。 |

☆平成22年度改訂版手引き（254頁）

|  |
| --- |
| Q　認定課程を有する大学（A大学）が、認定課程を有する別の大学（B大学）から編入学生を受け入れるときに、認定課程の免許状の種類は問わず、認定可能であると考えるが、A大学が認めればどんな科目でも認定可能か。A　授業科目の内容が相当性を有する場合は、A大学の認めるところにより、A大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。　なお、「相当性」を有する場合とは、A大学における授業科目aの内容とB大学における授業科目bの内容が一致しているとA大学が認める場合をいう。 |

７．備考第５号ロ

☆平成22年度改訂版手引き（236頁）

|  |
| --- |
| Q　備5ロを適用することができる科目数（単位数）の上限は、どのようになるのか。A　備5ロを適用することができる単位数の上限は、二種免であれば、二種免に係る「教科に関する科目」の単位数を上限とし、一種免においては、一種免に係る同科目の単位数を上限とすると解する。 |

　免許法及び同法施行規則に備5ロによる単位認定の上限について規定がない。そのため、解釈上、上限単位数について、免許法施行規則第10条の2や第10条の3とのバランスをとって、二種免許状であれば二種免許状の法定最低修得単位数を、一種免許状であれば一種免許状の法定最低修得単位数を上限とすることとされている。

　平成10年改正法下においては教科に関する科目の最低修得単位数については幼二種免であれば4単位、幼一種免であれば6単位、小二種免・小一種免であれば8単位、中二種免であれば10単位、中・高一種免については20単位であった。

　しかし、平成28年改正法においては、領域に関する専門的事項に関する科目や教科に関する科目の専門的事項に関する科目の最低修得単位について、法令上規定されていない。

　小二種免については6教科の指導法をそれぞれ1単位以上修得と平成28年改正免許法施行規則第3条第1項表備考第3号に記載のあることから、教科に関する専門的事項に関する科目については10単位が法定最低修得単位数と読める。小一種免については、10教科の指導法をそれぞれ1単位以上修得とされていることから、20単位が法定最低修得単位数と読める。中二種免については、教科の指導法は2単位の修得が必要と記載があることから、10単位が教科に関する専門的事項に関する科目として読める。中一種免については教科の指導法は8単位の修得が必要と記載があることから、20単位が教科に関する専門的事項に関する科目として読める。幼一種免・二種免については1の領域について修得すれば足り、そうすると1単位しか認定できないのかということになる。

このことについては明確に文科省から解釈が示されていない。

☆主要事項についての考え方（平成11年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議配付資料）

|  |
| --- |
| 　教科に関する科目として認めた上で教科又は教職に関する科目に振り替えることは可能と解する。 |

☆ハンドブック解釈事例（305頁）

|  |
| --- |
| Q　認定課程のない短大から編入学した場合の単位の認定について、認定課程のある短大からの編入学生との均衡から、備5ロにより、当該者の在学する認定課程を有する大学が適当と認めた場合、教科に関する科目として、認定課程のない短大で修得した単位を、二種免許状に係る第3欄に定める単位数を限度として認めることができるか。　また、この場合の限度とする単位数は、高一種免の場合、中二種免の範囲の教科に関する科目10単位と教科又は教職に関する科目4単位を含めた計14単位を教科に関する科目の単位として認めることができるか。A　前段　備5ロには、単位数の上限の規定はないが、御見解のとおりと解する。　 後段　御見解のとおりと解する。　なお、備5ロはあくまで教科に関する科目の場合であるため、教科又は教職に関する科目の4単位は、教科に関する科目として認定した後、教科又は教職に関する科目に組み入れることとなる。 |

　「教科又は教職に関する科目」は、平成28年改正法においては、「大学が独自に設定する科目」として受け継がれている。そのため、平成28年改正法下においても上記と同様の解釈になると思われる。

☆ハンドブック解釈事例（304頁）

|  |
| --- |
| Q　備5ロで、「教科に関する科目として適当であると認めるもの」とあり、備考第5号本文には「（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）」とあるが、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める科目に「教科に関する科目」はないことから、備5ロの規定は、別表第2及び別表第2の2にあっては適用できないのか。A　備5ロの「教科に関する科目」については、別表第2においては「養護に関する科目」、別表第2の2においては「栄養に係る教育に関する科目」へ読み替えて適用する。 |

免許法別表第1備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあっては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とされており、「養護に関する科目」や「栄養に係る教育に関する科目」の記載がないが、解釈上それら科目も含まれる。

以　上

1. 所要資格･･･免許状授与の要件（基礎資格＋必要単位数）を充たした状況を「所要資格を得た」状況という。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「教員免許ハンドブック1」法令・解説編（教員養成・免許制度研究会編、第一法規出版） [↑](#footnote-ref-2)
3. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック』法令・解説編（第一法規、1991年） [↑](#footnote-ref-3)